

1 審査会の結論

審査請求人の公開請求に係る「平塚市「(仮称)道の駅ひらつか」(湘南海岸公園便益施設)整備基本構想策定業務委託報告書」(以下「本件文書」という。)について、平塚市長(以下「実施機関」という。)が行った行政文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)は妥当ではなく、公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が平成28年5月17日付けで行った本件処分の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年4月22日に、本件文書の公開を、平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号。以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書に条例第5条第2号、第3号及び第5号に該当する部分があるとの理由を示して、本件処分を行い、平成28年5月17日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、この決定に不服があるとして、平成28年5月23日、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する審査請求理由の要旨は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件処分により、実施機関が条例第5条第2号に該当するとして非公開とした箇所について、団体からの意見や施設利用率等、非公開とされた全ての情報は、当該法人の利益を害することのない情報である。
- (2) 本件処分により、実施機関が条例第5条第3号に該当するとして非公開とした箇所について、概算事業費や市負担額の試算結果等、非公開とされた全ての情報は、実施機関が計画そのものを断念したものであり、公開されることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるものではない。
- (3) 本件処分により、実施機関が条例第5条第5号に該当するとして非公開とした箇所について、既存の道の駅における駐車場の不正利用対策や、平塚市内の業界団体

へのヒアリング調査結果等、非公開とされた全ての情報は、公金を使って調査、収集された情報であり、公にしないとの条件で情報を得るべきではない。匿名性が高まることで情報の信頼性が低下するのは常識であり、実施機関の調査手法の誤りである。アンケート調査への協力の依頼文では、回答事業者名は一切公表しない旨を明記しているながら、本件処分では回答の内容については全て非公開としつつも、回答事業者名は全て公開されているといった矛盾が生じている。

- (4) 本件処分は、条例のみならず、自治の担い手は市民であると定めた平塚市自治基本条例に反し、構想段階からの市民参加を規定した平塚市まちづくり条例にも抵触する懸念があり、本来、市民が知り得る情報が隠ぺいされ、市民の市政参加を阻害するものである。

5 実施機関の主張する本件処分理由の要旨

実施機関が、行政文書一部公開決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する一部を公開できない理由の要旨は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

(1) 条例第5条第2号の該当性について

業界団体等からのヒアリングの内容については、道の駅の計画に対し、整備を期待する施設の機能や、管理・運営体制への参画の意向等について聞き取り調査を行ったものである。今後、道の駅に代わる施設を検討するなかで、道の駅と類似した施設となった場合、ヒアリングの内容と、実際の団体等の関わり方に相違が生じることは、団体等の信用を著しく害するおそれがあるため、本号に該当し、非公開とした。また、当該団体等が係わる他施設での運営上の手法や、手数料等の記載があり、これらが公開されることは、当該団体等の運営上の利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非公開としたものである。

(2) 条例第5条第3号の該当性について

湘南海岸公園内に道の駅を設置するための必要な施設や規模を想定し、事業費の算出等を行ったものである。その後、湘南海岸公園を含めた海岸エリア全体で、道の駅に類似した役割を担う施設整備を行う方向で計画を再考した。今後、施設や規模の詳細について検討を進めていくが、本文書に記載している事業費等は、この検討を進める上で参考となる資料であり、意思決定に係る手続きの途上にある未成熟な情報であって、公開することによって不正確な理解や、誤解を与えるおそれがあるため、本号に該当し、非公開としたものである。

(3) 条例第5条第5号の該当性について

駐車場の不正利用対策や施設利用料等については、各施設から公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、各施設独自の対策や料金設定等、公にしないとの条件で収集した情報を公開した場合、各施設との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査事務

に著しい支障が生じると認められるため、本号に該当し、非公開としたものである。

なお今回、公にしないとの条件で得た情報は、施設運営上の生の声を聴けた非常に貴重な情報であり、匿名で得た情報であるが故に情報の信頼性が低下した事実はなく、また平塚市自治基本条例等各種条例に抵触するものではない。

6 審査会の判断

(1) 条例第5条第2号の該当性について

条例第5条第2号において、「法人その他の団体...に関する情報であって、公開することにより当該法人等...の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの。」については、公開しないことができると規定している。

実施機関は本号に該当する要件として、法人等の利益を害するおそれがあるということだけで非公開としているが、公開することにより何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは十分ではなく、法人等の競争上の地位等が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

実施機関は、業界団体等からのヒアリングの内容について、今後、実際の団体等の関わり方に相違が生じることは、当該団体等の信用を著しく害するおそれがあるとしているが、ヒアリングの内容は構想段階の事業に対する団体等の意見であり、事業内容の具体化に伴って団体等の意見や方針が変容することは当然ありうることであって、その後の団体等の関わり方によって当該団体等の信用を害するような事態が生じるとは考え難い。

さらに、当初計画された湘南海岸公園内における道の駅については、実施機関によってその計画が断念されており、その後再考された湘南海岸公園を含めた海岸エリア全体で、道の駅に類似した役割を担う施設整備を行う方向とする計画については、駐車場や売店があるなどの類似点はあるものの、計画としては別のものであり、その計画の前後によって業界団体等の関わり方の意向に相違が生じたとしても、そもそも別施設への関わり方であるため、このことが実施機関のいうところの業界団体等の信用を著しく害するとは考え難い。

また、当該団体等が係わる他施設での運営上の手法や手数料の記載について、当該団体等の運営上の利益を害するおそれがあるとしているが、これらの情報が各施設の運営、ひいては当該団体等の運営の機微に係わるものであるかどうかについては、口頭による意見聴取の際、実施機関に対し具体的な説明を求めたが、明確な回答を得ることができなかった。

なお、実施機関は他の道の駅に関して触れていないが、これらの設置者は、本文書3頁において「市町村又は市町村に代わり得る公的な団体」とされており、当該設置者は、正当な求めがあれば施設利用率等の情報の公開を拒むことは難しいと考えられる上、本文書40頁の「収支計画」で示されたテナント料等と設置者の同種の情報と比べて

も特異なものではなく、設置者の競争上の地位等が侵害されるとは考え難い。

したがって、実施機関が非公開とした情報については、本号には該当しない。

(2) 条例第5条第3号の該当性について

条例第5条第3号において、「本市の機関内部...における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの...」については、公開しないことができると規定している。

実施機関は事業費の算出額等について、実施機関内部における検討等手続上にある情報であり、意思決定内容が変更されるおそれがある未成熟な情報であり、公開されることにより不正確な理解や誤解を与えたとして非公開とした。

しかし、(1)で述べたとおり、当初計画とその後再考された計画は別のものであり、口頭による意見聴取においても、両計画の上に明確な継続性は認められず、検討等手続上にある意思決定内容が変更されるおそれがある未成熟な情報であり、公開することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるものには該当しない。

したがって、実施機関が非公開とした情報については、本号には該当しない。

(3) 条例第5条第5号の該当性について

条例第5条第5号において、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。」については、公開しないことができると規定している。

実施機関は、他の道の駅における駐車場の不正利用対策や施設の利用料等について、各道の駅から公にしないとの条件で任意に提供された情報であること、公にしないとの条件を付して収集することは合理的であると認められることから、公にしないとの条件で収集した情報を公開した場合、各道の駅との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査事務に著しい支障が生じると認められるため、本号に該当し、非公開としたと説明している。

弁明書の添付資料「(仮称)道の駅ひらつか(湘南海岸公園便益施設)整備基本構想の策定に係るアンケート調査へのご協力をお願い」の文面には、回答内容については調査目的の範囲内でのみ使用し、回答事業者名は一切公表しないことを申し添えていることから、本調査が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であることは確認できる。

しかし、本件処分に当たり、実施機関は、回答事業者に示した条件に自ら違背して回答事業者名を公開しており、各道の駅との信頼関係を理由として、本号該当性を主張することには問題があると言わざるを得ない。

また、こうした経過も踏まえると、この調査手法が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるかどうかは疑問であり、実施機関の弁明書や口頭での意見聴取からも、公にしないとの条件を付す合理的な理由を見出すことができなかつ

た。

なお、実施機関は本市内における業界団体等からのヒアリング調査結果について触れていないが、これらの団体についても同様である。

したがって、実施機関が非公開とした情報については、本号には該当しない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、アンケート調査への協力を依頼する文面において、回答事業者名は一切公表しないと明記しているが、本件処分において回答事業者名を全て公開しているのは実施機関の瑕疵によるものであり、本審査会の答申によって公開すべきとするものではないことを申し添える。

ただし、本答申は、実施機関が自らの瑕疵等によって第三者（法人等）の権利利益が具体的に侵害されると認めるとすれば、第三者に対しそれを防ぐための機会を与えることを妨げるものではない。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

付 言

条例第5条第5号は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。」については公開しないことができると規定している。それにもかかわらず、実施機関は、この条例の規定を十分理解せずに本件処分を行ったと言わざるを得ない。

条例第3条前段において「実施機関は、行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。」と規定しており、実施機関においては、行政文書の原則公開の精神に立ち、適正な条文解釈を行うよう、十分配慮された

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
平成 28 年 7 月 12 日		諮問
平成 28 年 7 月 13 日		審査請求人に意見書の提出 について通知
平成 28 年 7 月 21 日		意見書を受理、写しを実施機 関に送付
平成 28 年 8 月 9 日	第 9 6 回情報公開審査会	意見書までの報告
平成 28 年 8 月 24 日		実施機関、審査請求人に意見 聴取を行う旨通知
平成 28 年 9 月 16 日	第 9 7 回情報公開審査会	実施機関、審査請求人からの 意見聴取
平成 28 年 10 月 18 日	第 9 8 回情報公開審査会	審議
平成 28 年 11 月 18 日	第 9 9 回情報公開審査会	審議 答申